

「え!?!?こんなに税金払うの!?!?」

～事業承継の対策は特例がある今がチャンス～

こんなお悩み、
ありませんか?



- 代々続く会社を親から引き継ぐ予定だけど、贈与・相続の税金が心配…
- 子供二人に経営をバトンタッチしたいけど、贈与税の負担をかけたくない…
- 優秀な社員に将来の経営も任せたいんだけど、贈与税の問題が引っかかる… など

その悩み、**事業承継税制**で**解決**できるかもしれません!

(法人版) 事業承継税制ってなに?

エントリーシートを提出すれば、**贈与税・相続税が優遇**されます!

Point!

- ◆ 自社株を贈与・相続するときの**税負担がゼロ!**
- ◆ 親族外を含む複数の株主から後継者 (最大3人) へ!
このほかにも、次のような特徴があります
- ◆ 廃業などの「万が一」にも減免あり
- ◆ 雇用要件を満たせなくても、認定支援機関の指導・助言により猶予継続も可能



「知らなかった」は損!?! 期限があることに注意!

- 特例を受けるには**2024年3月末まで**(※)にエントリーが必要
- 実際に事業承継を行う期限は**2027年12月末まで**

※令和4年度税制改正により、エントリーの期限が1年延長 (2024年3月末まで) されました。



「エントリーシート」ってなに?

事業承継税制の特例 (贈与・相続時の税負担ゼロ) を受けるため、都道府県に提出が必要なもので、「特例承継計画」と呼ばれます

Check!

下記①から④について検討し、特例承継計画に記載する必要があります

① **後継者**
(最大3名まで)

② **株式の承継時期**

③ **承継時期までの
経営課題**

④ **承継後5年間の
経営計画**

※計画の内容について、認定経営革新等支援機関 (国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等) に指導・助言を受けてください

活用した経営者からの声



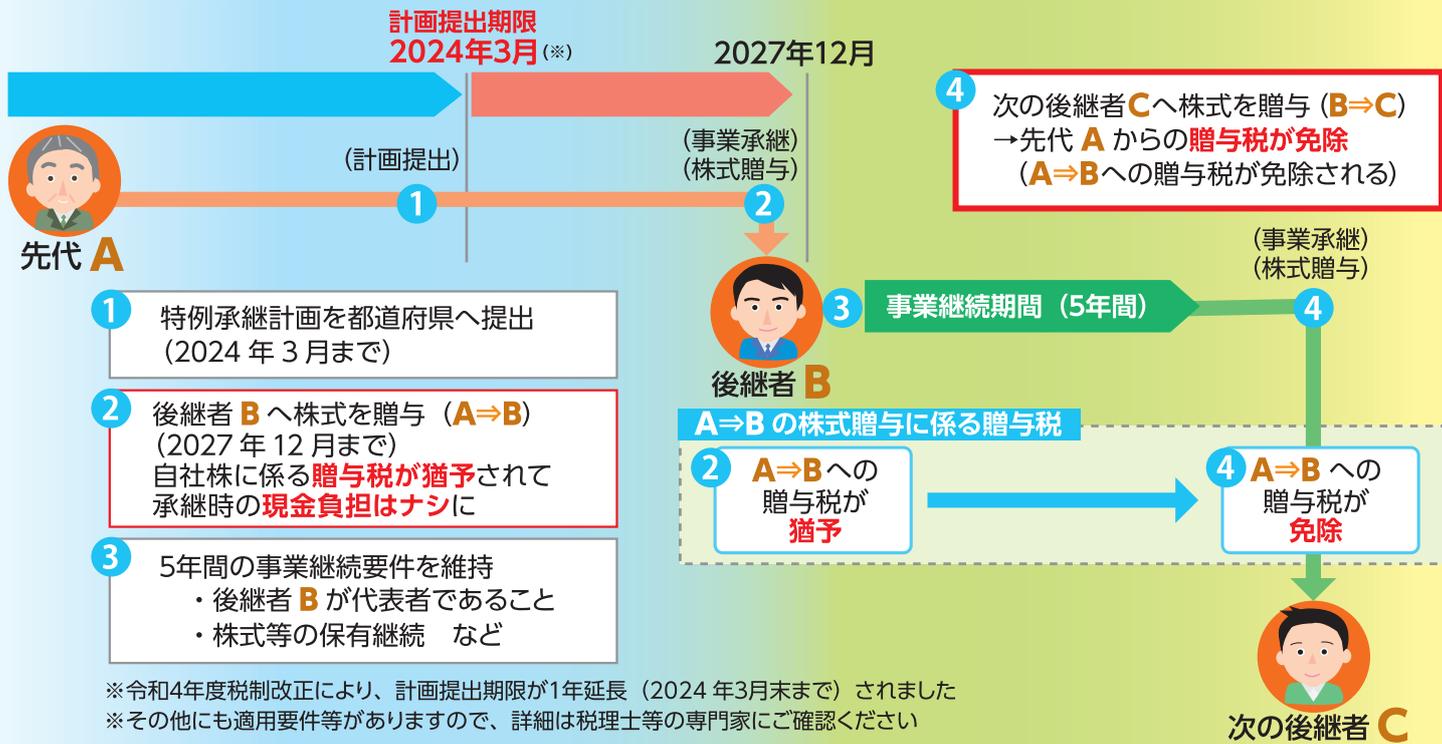
(株)4030ホールディングス
【資本金8,000万・紙製品卸売等】
代表取締役 塩澤 好久氏
〈計画提出:2020年11月〉

計画はA4用紙に数ページ程度の分量で、**作成は容易**でした。

自社の事業承継を改めて考える良い機会となり、何より**後継者の負担を軽減**できるのは大きなメリットです。

計画提出後も変更可能で、**税制を利用しなくても罰則や延滞税はない**ので、多くの方に検討をおすすめします。

事業承継税制の特例を使った「税負担ゼロ」のモデルケース



よくある疑問

- Q** 納税猶予ということは、結局、贈与税・相続税を払うの？
- A** 計画に沿って事業を継続して、次の後継者に承継すれば免除されます
- Q** 後継者へ引継ぎ後、もし経営が悪化して廃業する場合はどうなるの？
- A** 5年以上事業を継続したのち、経営悪化により廃業を選択する場合等、その時点の株式評価額を基に税額を再計算して、事業承継時に猶予されていた税額との差額は免除されます
- Q** まだ後継者が決まってないけど、エントリーできるの？
- A** エントリーできます。計画提出後に後継者を変更することも可能なので、もし後継者が変更になったら、その時点で変更届を提出しましょう

事業承継に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください

税務に関するご相談 お近くの税理士へ

事業承継税制の確認・認定申請など、税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。

事業承継全般に関するご相談 事業承継・引継ぎ 支援センター

親族内承継、従業員承継、第三者承継など、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応します。
【事業承継・引継ぎポータルサイト】 <https://shoukei.smrj.go.jp/>



経営改善に関するご相談 商工会議所

三原商工会議所
所在地: 広島県三原市皆実4-8-1
電話: 0848-62-6155 FAX: 0848-62-5900